



Go To Eat キャンペーン 広島
加盟店向け
食事券の換金に関する Q&A

食事券の換金に関するQ&A

Q. 食事券の「精算センター送付用(大きい片)」がない場合

A. 精算センター送付用(大きい片)の枚数と金額によって換金します。紛失等で精算センター送付用(大きい片)が無い場合は、いかなる場合でも換金対応はできません。

伝票への記入枚数と精算センター送付用の枚数が異なる場合は、精算センター送付用の枚数を優先して換金手続きとなります。(事前に事務局より店舗へ連絡する場合がございます)

Q. 「精算センター送付用(大きい片)」を利用者に渡してしまった場合

A. 食事券の精算センター送付用を、間違えて利用者へ渡してしまった且つ回収不可能の場合は、いかなる場合も換金対応はできません。※加盟店控え用では精算できません。

精算センター送付用：換金に必要 / 加盟店控え用：振込金額等に関する異議申し立て時に必要

Q. 「精算センター送付用(大きい片)」の破損・汚損した場合

A. 精算センター送付用の2/3に破損・汚損がある場合は精算できません。

また「食事券名」「券面額」「管理項目」が目視で確認できない場合は精算できません。

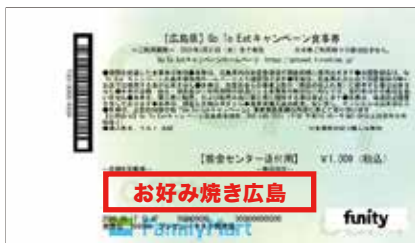
Q. 「精算センター送付用(大きい片)」への店舗名記入・押印について

A. (直接記入の場合)精算センター送付用下段に、店舗名を直筆(油性マーカーや消せないボールペン)でご記入下さい。(押印の場合)表面に斜線を記入し、裏面に押印が必要です。

※目視の際に「店舗名」が把握できれば、住所や電話番号の記載があっても問題ありません。

①直筆での店舗名を記入する場合

油性マーカーや消せないボールペンを利用して店舗名を記入してください。



②店舗名をゴム印等を利用して押印

表面は専用インク以外は滲む可能性があります。

表面に斜線を記入し、裏面に押印してください。

※裏面は、記載されている文字と重なっても問題ありません。



※記入漏れがある場合には、精算できない可能性がありますので、発送前に必ず確認ください。

Q. 精算手続きに社判は必要ですか？

A. 会社印を含む社判は必要ありません。上段の②の店舗名記入にゴム印利用する場合のみ必要となります。

食事券の換金に関するQ&A

Q. 食事券への回収日記載について

- A. 使用済みの食事券への回収日記載は必要です。
店舗様の運用により、2つの方法よりご選択いただいで結構です。

①食事券に回収日を記入しない方法	「換金用伝票」「使用済食事券」「食事券回収シート」の3点をご提出
②食事券に回収日を記入する方法	「換金用伝票」「使用済食事券」の2点をご提出

「食事券回収シート」について

回収日を確実に把握するため「食事券回収シート」を用意しております。(→[食事券回収シートダウンロード](#))

回収日ごとの食事券利用枚数を、金種別(500円券・1000円)にご記載ください。

これまで通り**使用済食事券への回収日(お客様ご利用日)**記載にご協力いただけます店舗様は「食事券回収シート」への記載は強制ではございません。

※「食事券回収シート」は②の食事券回収日を記入される店舗様での日々の回収食事券管理にもお役立てください。

Q. 換金用封筒と換金用伝票の追加が欲しい

- A. 換金用封筒と換金用伝票の送付は、換金権利回数分です。
換金用封筒と換金用伝票は追加配布できません。**ご自身で用意した封筒では精算できません。**

Q. 換金用封筒と換金用伝票の紛失

- A. 原則、換金用封筒と換金用伝票の再発行はできません。お困りの際は、広島県事務局へお問合せください。

Q. 換金用伝票の修正

- A. 二重線を引き、精算センター送付用に訂正の押印をしてください。
訂正の押印は、記入する担当者様のシャチハタでも可能です。

Q. 加盟店控え用の保管期間

- A. 異議申し立てがない限り、振込が確認できるまでは保管してください。

Q. 振込予定日を過ぎたが、入金の確認ができない

- A. 振込手続きが混雑している場合には、予定日を過ぎる場合があります。
予定日を5営業日(広島県事務局の営業日)を過ぎても入金確認できない場合は、広島県事務局へご連絡ください。

食事券の換金に関するQ&A

Q. 本社や経理等がまとめて精算手続きする場合

A. 本社が一括で精算手続きすることは可能です。

換金用伝票と精算センター行き封筒の

【加盟店コード(A+7桁の数字)】が一致していることを
確認した上で、店舗ごとに封入ください。

封筒に入りきらない場合は、広島県事務局へご連絡ください。

広島県事務局へ必ず伝票の取り寄せをお願いします。
指定伝票以外は広島県事務局ではお支払いはできません。ご注意ください。

例：お好み焼き広島グループ



Q. 他店舗の押印がされた食事券を受け取ってしまった場合

A. 利用者から受け取る前に、食事券の「加盟店記入欄」に他店舗の記載や押印がないことを両面確認してください。

受け取ってしまった場合は、精算できない可能性があるため、注意の徹底をお願いします。

加盟店独自での取り組みに関するQ&A

Q. ポスター・ステッカーが追加で欲しい

A. Go To Eat キャンペーン広島のホームページ「加盟店の飲食店さまへ」の各種データダウンロードよりダウンロードが可能です。

Q. キャンペーンロゴを利用したい

A. 加盟店独自で広報する等、必要な場合は広島県事務局へご連絡ください。

Q. 店舗のCMでGo To Eat キャンペーン広島加盟店と謳いたい

A. 可能です。

必ず広島県内の店舗が対象ということをお伝えください、ロゴ等必要な場合は広島県事務局へご連絡ください。

Q. 加盟店独自で限度額の設定や他クーポンとの併用不可等設定したい

A. 加盟店独自での食事券の利用上限金額の設定、ポイントとの併用、クレジットカードの利用、他クーポンとの併用等を設定する場合は、**予め利用者が認識できるように**してください。

Q. ポスターやステッカーを貼る場所がない

A. 利用者が認識できるよう、可能な限り設置をお願いします。尚、新型コロナウイルス感染症対策関連の指定された掲示物については、必ず設置をお願いします。(別途、農林水産省より送付されます。)